



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働八六）

省 令

○厚生労働省令第八十六号  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号）第二十五条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

令  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（指定薬物） 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号。以下「法」という。）第二十五条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一、十六（略） 十七（略）</p>	<p>（指定薬物） 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号。以下「法」という。）第二十五条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一、十六（略） 十七 N―（ニアダマンチル）―（テトラヒドロ―ニヒラン―四―イル）メチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類 （新設）</p>
<p>十八 N―（ニアダマンチル）―（四―フルオロプロチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類 十九（略） 二十、八十四（略） 八十五（略）</p>	<p>十八 N―（ニアダマンチル）―（四―フルオロベンジル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類 十九、八十三（略） 八十四 一―（四―エトキシ―三・五―ジメトキシフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類</p>

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則

<p>八十六 二一(四一エトキシベンジル)ー 五ーニトロローー「二一(ピペリジン ーイール)エチル」ベンズイミダゾール 及びその塩類 八十七 (略)</p>	<p>(新設) 八十五 二一(四一エトキシベンジル)ー 五ーニトロローー「二一(ピロリジン ーイール)エチル」ベンズイミダゾール 及びその塩類 八十六 百一 (略) 百二 ー一(四一クロロフェニル)ーNー メチルプロパンーニアミン及びその塩 類 (新設)</p>
<p>百五 二一(三ークロロフェニル)ー三ー メチルモルフォリン及びその塩類 百六 (略) 百七 ー三百三十 (略)</p>	<p>百三 サルビノリンA 百四 ー三百二十七 (略)</p>

発行所  
〒一〇五八四四五  
東京都港区虎ノ門二丁目  
二番五号  
独立行政法人  
国立印刷局

電話  
03  
(3587)  
4294

定価  
一ヵ月一、六四一円(本体一、五二〇円)  
本号一部  
(配送料 一三〇円)  
別